

# 「徳島県消費者市民社会の構築に関する条例」 (通称：エシカル条例) の制定

危機管理環境部 消費者政策課

## 事業内容

徳島県では、消費者市民社会の構築に関し、基本理念を定め、県の責務並びに消費者、事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、消費者市民社会の構築に関する必要な事項を定める「徳島県消費者市民社会の構築に関する条例」(通称：エシカル条例)を制定し、平成30年10月24日に施行した。条例では、消費者自らの消費生活における人権、地域及び環境に配慮した消費行動を推進し、現在及び将来の世代にわたって、公正かつ持続可能な社会の形成を図ることや、その発展に寄与することを目的としている。

また、同年11月12日に、消費者市民社会の構築を目指す取組のキックオフとして、県民に条例の趣旨とエシカル消費等への理解を深め、機運を高めてもらうため、講演会を開催した。

## 事業の特徴・ポイント

- ・エシカル条例は、消費者市民社会の構築に関する理念を定めたものであり、議員提案により提出されたもの。
- ・講演会では、条例制定の基調報告や事業者・団体のエシカル消費に関する取組事例の報告、トークセッションを行い機運を高めた。

## 期待される効果

講演会は、エシカル条例を制定したことを広く周知する機会となり、エシカル消費に取り組む土壌づくりにつながった。

## エシカル消費啓発のために工夫した点・今後の課題等

講演会では高等学校の生徒が登壇し、取組報告を行うことで、若い世代にもエシカル消費に関心を持ってもらうきっかけとなった。

**消費者市民社会の構築に関する条例  
制定記念講演会**

2018年11月12日(月) 13:00~15:30  
JRホテルクレスタ徳島 (12:30開場)  
徳島県鳴門市西1丁目61番地

主催者挨拶 徳島県議会議長 重清 佳之  
来賓挨拶 徳島県知事 飯泉 嘉門  
基調報告 消費者市民社会の構築に関する条例について  
徳島県議会議員 岡 佑樹

トークセッション Part1 13:20~  
木村 尚子  
mizuro株式会社 代表取締役  
規格外野菜から生まれた  
クレヨン開発STORY

トークセッション Part2  
尾原 知明  
消費者庁 消費者教育・地方協力課長  
エシカル消費が地域文化を救う

15:10~ 松坂 浩史  
文化庁 地域文化創生本部 事務局長

13:40~ 取組報告  
坂本 有芳  
特定非営利活動法人ACE代表  
サプライズ企画にある  
企業活動どう向き合おうか

14:10~ 取組報告  
岩附 由香  
特定非営利活動法人ACE代表  
島谷 寿長  
(株)日誠産業 営業部長  
徳島高家高等学校  
高校生に伝わるエシカル消費の  
実践事例を公開(2018/6/27) 徳島大学学生

主催：徳島県議会 共催：徳島県、とくしまエシカル消費推進会議  
後援：消費者庁(申請中)、徳島県教育委員会  
協力：文化庁 地方創生本部事務局

要事前申込み(先着順)  
定員150名/参加無料



トークセッションの様子



参加者による記念撮影